

インクルーシブ教育に関する小学校教員の認識と 今後の充実に向けた検討[†]

藤井 慶博*

Awareness of elementary school teachers on inclusive education and study toward future improvement[†]

FUJII, Yoshihiro

Abstract

A paper-based questionnaire survey was conducted on elementary school teachers regarding their awareness toward inclusive education and on their expectations and issues in this area of education. The findings shows that their awareness is higher than schoolteachers in other school categories. In addition, the awareness level has risen in comparison to the level in the FY2013 survey. However, the level was lower when compared to keywords on special needs education.

In expectations toward inclusive education, attention was directed to cultivation of social skills in the children and environment encouraging learning from each other. In the issues involved, there is demand for development of environment in terms of human and material resources.

The results revealed the need for further understanding of inclusive education, realization of seamless support, enrichment of training opportunities, change in teacher awareness and reform in the school system.

Keywords : Inclusive education, elementary school teachers, awareness, paper-based questionnaire survey

1 はじめに

2007年に学校教育法が改正され、我が国の障害児教育は「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換が図られた。この転換により、障害のある幼児児童生徒に対しては、盲・聾・養護学校や特殊学級及び通級指導教室といった特別な教育の場で特別な指導を行うといった考え方から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援が、全ての幼稚園、小・中学校、高等学校においても必要であることが示された。その結果、特別支援教育に関する「校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」の指名等、各学校における特別支援教育の体制整備は着実に進んできた。

特別支援教育制度創設と同じ時期である2006年に開催された第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、2008年に発効した。我が国は2007年9月に署名するとともに、国内法の整備に着手し、2011年8月には障害者基本法を改正した。この法律改正を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」は、2012年7月に「共生社会の形成に向けたイン

クルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、中教審報告）を取りまとめた。この報告では、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」といった方向性のもと、就学相談・就学先決定の在り方の改善、合理的配慮及び基礎的環境整備の充実、学校間や関係機関との連携、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上等が示された。この報告を受け、2013年9月には学校教育法施行令が改正され、障害のある子どもの就学先決定の仕組みが改められた。また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、共生社会の実現に向けた「心のバリアフリー」といった取組が国や自治体をあげて進められてきている。

藤井（2014）は、学校の教員を対象に、インクルーシブ教育と特別支援教育に関するキーワードの認知度調査を行い、特別支援教育に比べてインクルーシブ教育に関するキーワードの認知度が低く、インクルーシブ教育に関する意識向上に向けた取組みの必要性を論じた。

また、藤井（2016）は、インクルーシブ教育システム

* 秋田大学大学院教育学研究科

構築のため、2013年9月に学校教育法施行令が改正され、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みが改められたことに関する影響について、市町村教育委員会への質問紙調査を行った。その結果、市町村では、障害のある児童生徒の就学について丁寧なガイダンスが行われるようになってきた一方で、就学先決定や合理的配慮に関する小・中学校の負担増加などの影響が生じている現状を報告している。

実際、小学校では、障害のある子どもの就学先決定や合理的配慮について、学校及びその設置者と本人・保護者との合意形成が図られず、提訴に至ったという事例が報告されている。このような背景には、我が国が掲げるインクルーシブ教育に対する理念や具体的な方策について、教員や保護者をはじめ関係者による十分なコンセンサスが得られていない状況が推察される。

そこで、中教審報告が示されて5年が経過したことを機に、学校種の中でもインクルーシブ教育の影響が最も大きいと思われる小学校の教員を対象にインクルーシブ教育に関する認識について概観し、充実のための方向性を検討することとした。

II 方法

1 調査対象及び方法

A県の県北、県央、県南の公立小学校各1校、計3校の教員（校長、教頭、教諭、講師、養護教諭）82名を対象とし、郵送法により質問紙調査を行った。返送された調査票は76部であった（回収率92.7%）。そのうち回答に不備のあった4部を除いた72部を検討対象とした。なお、小学校と他の学校種との認知度を比較するために、幼稚園・保育所5園、中学校3校、高等学校2校（4課程）にも同様の質問紙調査を行い、それぞれ62部、74部、114部の有効回答を得た。

2 調査時期

2017年7月～同年8月とした。

3 調査内容と分析方法

1) インクルーシブ教育及び特別支援教育に関するキーワードの認知度

中教審報告の文中から、筆者がインクルーシブ教育に関するキーワード10個（以下、インクルーシブ教育キーワード群）及び特別支援教育に関するキーワード13個（以下、特別支援教育キーワード群）の計23個を選出した（表1）。なお、筆者は2013年度にも同様の22個のキーワードに関する認知度調査（以下、2013年度調査）を実施しており、今回はそれらのキーワードに「障害者差別解消法」を加えたものである。

表1 調査したキーワードの名称

<インクルーシブ教育キーワード群・・・10個>

- ・障害者の権利に関する条約
- ・インクルーシブ教育システム
- ・障害者基本法
- ・合理的配慮
- ・共生社会
- ・多様な学びの場
- ・教育支援委員会（仮称）
- ・基礎的環境整備
- ・域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）
- ・障害者差別解消法（※2013年度は未調査）

<特別支援教育キーワード群・・・13個>

- ・発達障害
- ・交流及び共同学習
- ・特別支援教育
- ・教育的ニーズ
- ・通級による指導
- ・特別支援学級
- ・就学基準
- ・特別支援学校のセンター的機能
- ・個別の教育支援計画
- ・個別の指導計画
- ・特別支援教育支援員
- ・就学指導委員会
- ・医療的ケア

それぞれのキーワードについて、「名称を知っているか、知らないか」を問い、知っている場合には、「内容も良く知っている」、「内容も大体知っている」、「内容は良く分からない」、「内容は全く分からない」のいずれかを選択するよう求めた。各キーワードについて、「名称を知っている」と回答したもののうち、「内容も良く知っている」に4点、「内容も大体知っている」に3点、「内容は良く分からない」に2点、「内容は全く分からない」に1点を与えた。また「名称を知らない」との回答を0点とした。

各キーワードの平均点を算出し、比較検討するとともに、インクルーシブ教育システムキーワード群と特別支援教育キーワード群の群別に比較検討した。また、小学校と幼稚園・保育所、中学校、高等学校との学校種ごとに比較検討した。さらに、2013年度調査結果と比較検討した。

平均値の比較には、対応のないt検定及び分散分析を用いた。多重比較検定にはGames-Howell法を適用した。統計学的有意はいずれもp値が.05未満と定義した。

2) 特別支援教育に関する情報の入手方法

特別支援教育に関する情報の入手方法について、表2に示した10個の選択肢を示し、主なものを3個以内で

表2 特別支援教育に関する情報収集先の選択肢

①	校内の研修・会議
②	校外の研修・会議
③	教員免許更新講習
④	自主研修
⑤	免許法認定講習
⑥	書籍
⑦	リーフレット等
⑧	マスコミ（新聞，テレビ，ラジオ等）
⑨	インターネット
⑩	その他（具体的に記述）

選択するよう求めた。選択肢ごとに回答者の割合を算出し、2013年度調査結果と比較検討した。

なお、インクルーシブ教育に関する情報収集については、特別支援教育の一環として又は包含して行っている教員が多いと考え、本質問項目では「特別支援教育」という用語を用いた。

3) インクルーシブ教育推進への期待と課題

インクルーシブ教育推進への期待と課題について、それぞれ自由記述により回答を求めた。結果はKJ法に準じてカテゴリー化した。

III 結果

1 キーワードの認知度

1) インクルーシブ教育キーワード群と特別支援教育キーワード群との比較

キーワード全体の平均点は2.81点であった。語群ごとの平均点は、インクルーシブ教育キーワード群が2.42点、特別支援教育キーワード群が3.12点であった。

表3は各キーワードを平均点の高い順に並べたものである。平均点が3点以上だったキーワードは「特別支援学級」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「通級による指導」「発達障害」「特別支援教育」「交流及び共同学習」「特別支援教育支援員」の8個で、全て特別支援教育キーワード群であった。

インクルーシブ教育キーワード群で平均点が最も高かったのは「共生社会」(2.86点)であった。平均点が2点未満のキーワードは、インクルーシブ教育キーワード群の「域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)」(1.25点)のみであった。

23個のキーワードのうち、平均点の上位10位は全て特別支援教育キーワード群であった。一方、平均点の下部10位のキーワードのうち、8個がインクルーシブ教育キーワード群であった。

表3 各キーワードの平均点と順位

順位	キーワード	群	平均点
1	特別支援学級	特	3.60
2	個別の指導計画	特	3.49
3	個別の教育支援計画	特	3.43
4	通級による指導	特	3.42
5	発達障害	特	3.40
6	特別支援教育	特	3.38
7	交流及び共同学習	特	3.10
8	特別支援教育支援員	特	3.08
9	就学指導委員会	特	2.99
10	教育的ニーズ	特	2.97
11	共生社会	イ	2.86
12	多様な学びの場	イ	2.85
13	インクルーシブ教育システム	イ	2.82
13	合理的配慮	イ	2.82
15	特別支援学校のセンター的機能	特	2.67
16	医療的ケア	特	2.64
17	基礎的環境整備	イ	2.49
18	障害者の権利に関する条約	イ	2.42
19	教育支援委員会(仮称)	イ	2.36
20	就学基準	特	2.35
21	障害者基本法	イ	2.22
22	障害者差別解消法	イ	2.14
23	域内の教育資源の組合せ	イ	1.25

※「群」の項中に示した「特」は特別支援教育キーワード群、「イ」はインクルーシブ教育キーワード群を表す。

2) 学校種による比較

キーワード全体では、小学校が2.81点と最も高く、次いで中学校(2.37点)、高等学校(2.05点)、幼稚園・保育所(1.96点)の順となった。図1は、各キーワードの平均点を学校種別に比較したものであり、小学校の平均点の高い順に並べた。23キーワード全てにおいて、小学校の平均点が高かった。分散分析の結果、小学校の平均点が他の学校種に比べて有意に高い傾向が確認された。

また、各キーワードの平均点第2位の学校種との点差が大きかったキーワードは「教育支援委員会(仮称)」(.77点)、「基礎的環境整備」(.70点)、「多様な学びの場」(.69点)、「合理的配慮」(.68点)、「インクルーシブ教育システム」(.66点)の順となり、いずれもインクルーシブ教育キーワード群が占めていた。

3) 2013年度調査結果との比較

図2は、2013年度調査結果と比較したものである。平均点の1位から3位までは2013年度調査と同じ順位であり、上位9位までのキーワードは2013年度調査に

においても10位以内に入っていた。2013年度調査に比べて順位が3位以上上がったのは「教育的ニーズ」(13位→10位)と「合理的配慮」(20位→13位)であった。一方、順位が3位以上下がったのは「特別支援学校のセ

ンターの機能」(9位→15位)、「就学基準」(16位→20位)、障害者基本法(18位→21位)であった。最下位は2013年調査と同様に「域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)」であった。

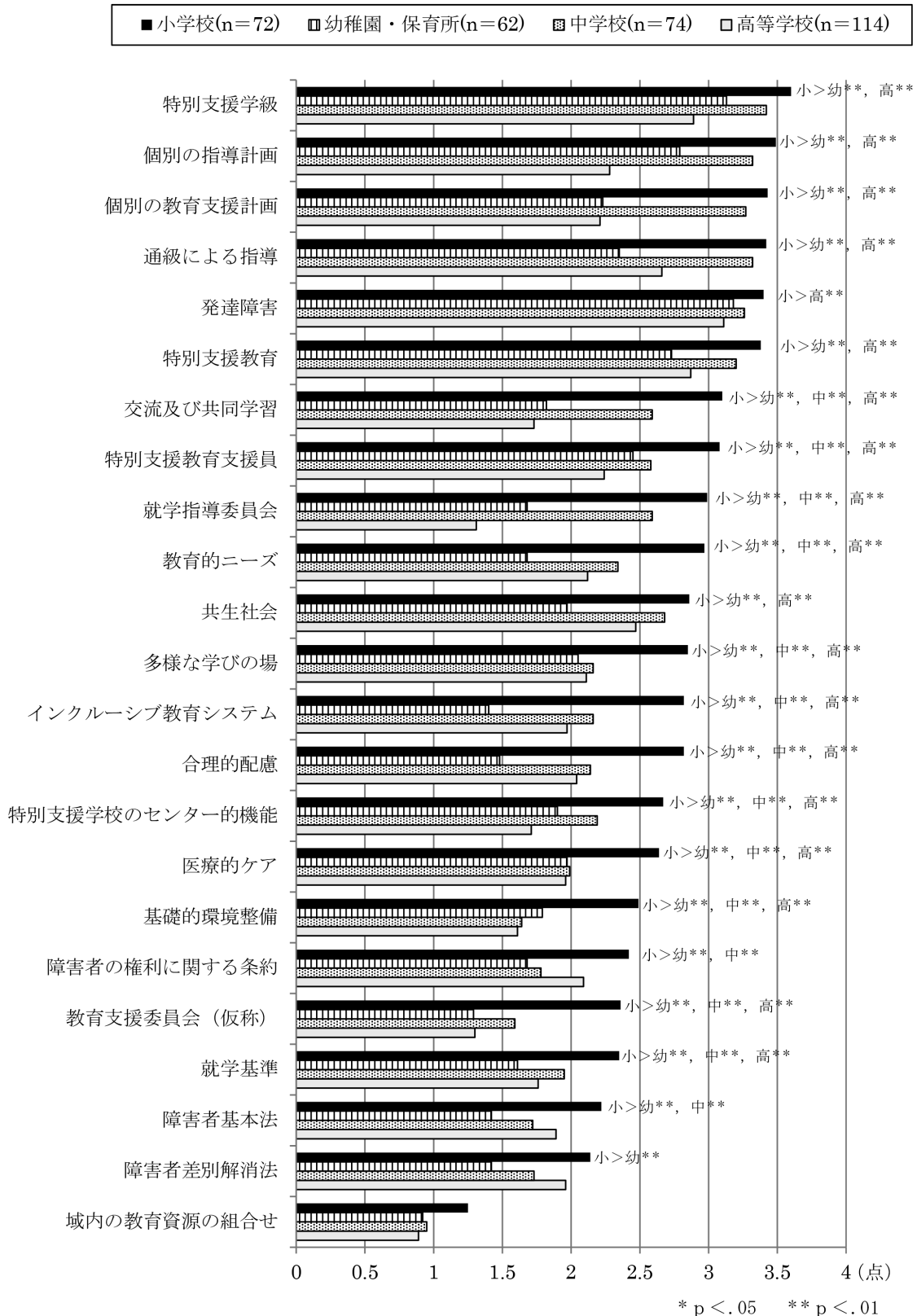
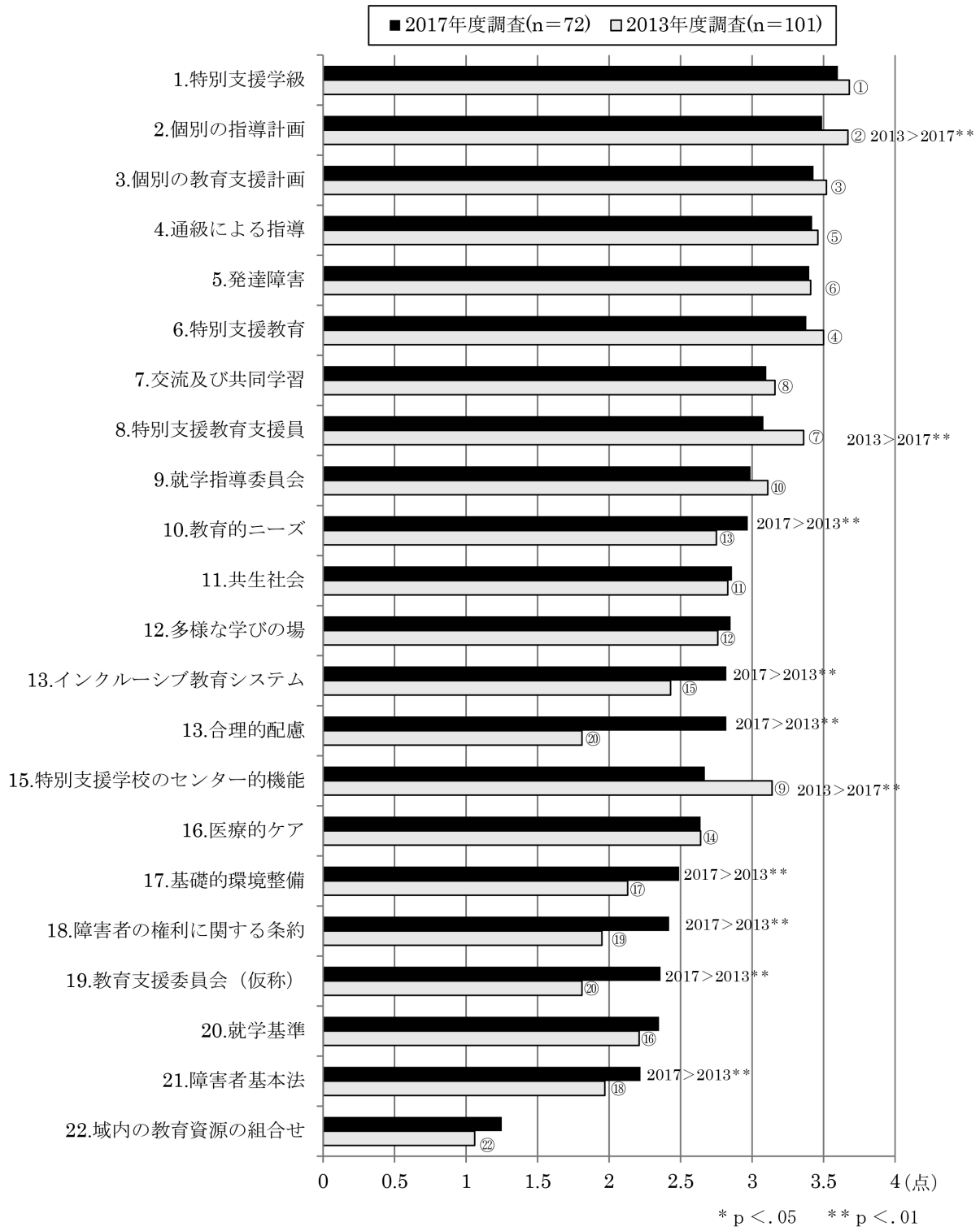


図1 学校種による比較

インクルーシブ教育に関する小学校教員の認識と今後の充実に向けた検討

平均点の伸びが最も大きかったキーワードは「合理的配慮」(2013年度比+ 1.01点)であり、次いで「教育支援委員会(仮称)」(+ 0.55点),「障害者の権利に関する条約」(+ 0.47点),「インクルーシブ教育システム」(+

0.39点),「基礎的環境整備」(+ 0.36点)とインクルーシブ教育キーワード群が上位を占め、検定の結果いずれも2013年度調査に比べ有意に高いことが確認された。一方、平均点が下がっていたのは「特別支援学校のセン



※各キーワード(「障害者差別解消法」を除く)の左に付した数字は、本調査における平均点の順位である。2013年度調査結果のグラフ右の丸数字は、2013年度調査における平均点の順位である。

図2 2013年度調査結果との比較

ターの機能」(-0.47点),「特別支援教育支援員」(-0.28点),「個別の指導計画」(-0.18点)であり,検定の結果いずれも有意に低いことが確認された。

3 特別支援教育に関する情報の入手方法

図3は,特別支援教育に関する情報の入手方法として回答者が選択した結果を2013年度調査と比較したものである。「校内の研修・会議」が65.2%から88.9%へと23.7ポイント増加した。一方「校外の研修・会議」は87.1%から65.3%へと21.8ポイント減少した。次いで「書籍」「リーフレット等」「自主研修」「教員免許更新講習」の順であった。とりわけ「教員免許更新講習」は5.9%から13.9%へと伸び率が大きかった。本調査において「認定講習」と「その他」を選択した者はいなかった。

4 インクルーシブ教育推進への期待と課題

自由記述には19人から回答があった。期待と課題それぞれをラベル化したところ,期待は14ラベル,課題は21ラベルに整理され,それらをカテゴリー化した。

1) インクルーシブ教育推進への期待

インクルーシブ教育推進への期待に関する記述の分析結果を表4に示した。「児童の社会性の涵養」では「学級の一員として社会性を身につけられる」ことや「多様性への気付きとそれを受け入れる資質の育成」といった障害のある児童と障害のない児童双方への期待が述べられていた。「共に学び合える環境」では「障害の有無にかかわらず共に学び合える環境」づくりや「特別なニーズのある児童が多様な学びの場を与えられるようになる」ことがあげられていた。他に「授業のユニバーサルデザインが推進される」ことや「インクルーシブ教育に対する教員の理解が進む」ことがあげられていた。

2) インクルーシブ教育推進への課題

インクルーシブ教育推進への課題に関する記述の分析結果を表5に示した。「人的・物的環境の整備」はラベル全体の4割を占め,その内容は「加配措置」や「支援員の増配」といった人的措置の拡充がほとんどであった。

「学校・教員の理解と実践力」では「教員側に障害に対する壁がある」ことや,教員による「共通理解と共通実践」の必要性が指摘されていた。「個別ニーズへの対応の困難さ」では「全体の中では特性に応じた指導が難しい」ことや「障害のある児童への配慮が優先されすぎて,他の児童の伸びが保障されないことへの危惧」があげられていた。他には「周りの児童や保護者の理解推進」や「精神疾患に関する無理解」との回答があった。

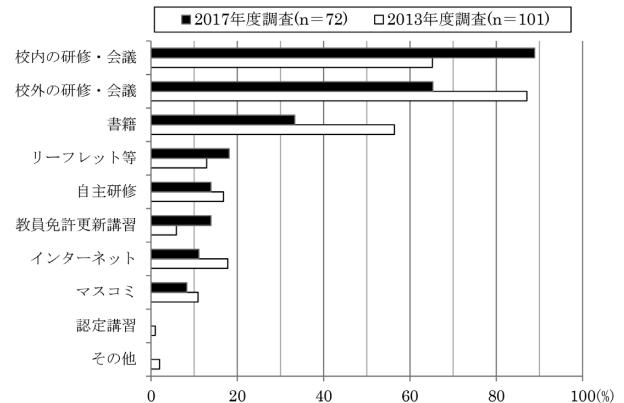


図3 情報の入手方法

表4 インクルーシブ教育推進への期待 (n = 14)

- ・児童の社会性の涵養 (6)
- ・共に学び合える環境 (5)
- ・授業のユニバーサルデザイン (2)
- ・教員の理解 (1)

表5 インクルーシブ教育推進への課題 (n = 21)

- ・人的・物的環境の整備 (8)
- ・学校・教員の理解と実践力 (5)
- ・個別ニーズへの対応の困難さ (4)
- ・周りの児童や保護者の理解推進 (3)
- ・その他 (1)

IV 考察

1 インクルーシブ教育に関する更なる理解推進

各キーワードの平均点や順位を比較した結果から,インクルーシブ教育キーワード群の認知度が特別支援教育キーワード群に比べて低いことが明らかとなった。2013年度調査と同様の結果であり,従前から行われてきた特別支援教育に比べ,インクルーシブ教育に関する認知度が依然として低い状況が示唆された。

とはいえ,平均点の伸びをみると,インクルーシブ教育キーワード群の伸びが顕著にみられ,とりわけ「合理的配慮」は2013年度調査に比べ平均点,順位ともに大きく上昇していた。中教審報告が示されて5年,障害者差別解消法が施行されて3年が経ち,学校現場でもインクルーシブ教育に関する認知度は徐々に高まっているといえよう。

「合理的配慮」と関連の深い「基礎的環境整備」は,平均点の伸びがみられたものの十分とはいええない状況であった。基礎的環境整備は合理的配慮の基礎となる環境であり,特別な教育的ニーズのある子どもの支援においては合理的配慮とセットで供される必要がある。また,基礎的環境整備は,近年注目されている授業のユニバーサルデザインの発想と同様,特別な教育的ニーズのある

児童のみならず、他の児童にとっても有効な環境であるといった意識の醸成が必要であろう。

2 切れ目ない支援の実現

本調査により、小学校の認知度は他の学校種に比べ高い水準にあった。文部科学省では毎年「特別支援教育体制整備状況調査」を実施しており、その結果からも小学校の体制整備が進んでいることが報告されている（文部科学省、2018a）。小学校では、これまで特別支援教育が他の学校種よりも推進されてきた歴史的経緯や、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童の約3割が在籍しているといった実態（文部科学省、2018b）が影響しているものと考えられる。一方、小学校と接続する幼稚園・保育所との格差は大きかった。義務教育段階のみならず就学前からの切れ目ない支援の実現に向け、この格差解消も喫緊の課題であるといえよう。

また「小学校学習指導要領解説総編」（2017）では、障害者の権利に関する条約の理念実現に向け、通常の学級にも、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、通常の学級、特別支援学級、通級による個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に示された。併せて、特別支援学校等からの専門的な助言又は援助を有効に活用することも示されている。このように児童一人一人の教育的ニーズに柔軟に応えられる切れ目ない支援を実現するためのネットワークとして「域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）」という発想がある。本調査では、このキーワードの認知度が他のキーワードに比べて極端に低く、この考え方を広めていくことが是非とも求められよう。

3 研修機会の拡充

多くの教員は、特別支援教育に関する情報を校内や校外の研修・会議から得ていた。2013年度調査と比較すると、校外研修の割合が減り、校内研修の割合が増えていることから、研修の場が校外から校内へと移りつつある状況が示唆された。先述したとおり、インクルーシブ教育キーワード群の理解が十分とはいえない現状では、校内研修はもとより、教育委員会や教育センター等による校外研修も必要であるといえよう。また、2013年度調査に比べ、教員免許更新講習の割合が高くなっており、この研修の果たす役割も少なからずあるものと考えた。大学や教育委員会等が一体となってインクルーシブ教育に関する研修の機会を拡充していくことを提案したい。

4 教員の意識改革と学校の制度改革

インクルーシブ教育推進に向け、教員が抱く期待とし

て、児童の社会性の涵養や、障害のある児童と障害のない児童がともに学び合える環境があげられていた。一方、課題としては、人的・物的環境の整備を求める回答が圧倒的に多かった。上野・中村（2011）は、インクルーシブ教育に対する通常学級教員の意識として、特別な支援が必要な児童への指導・支援に困惑していることや人的環境の不十分さを感じていることなどを報告している。また、渡部（2012）は、通常の学級でインクルーシブ教育を実現するためには相応の人的・物的・技術的な裏付けが必要であることを指摘している。これらの指摘があるように、本調査においてもインクルーシブ教育の理念に期待するものの、通常教育の中で特別な教育的ニーズのある児童の支援を進めていく現実のギャップに苦慮する学校現場の姿が浮き彫りとなったといえよう。

近年、公立・私立を問わず、多様な子どもたちを包み込むための学校改革の取組が紹介されるようになってきた。インクルーシブ教育システム構築のためには、教員の意識改革に加え、清水（2012）が提唱しているような少数数学級の実現や教員加配、インクルーシブ教育のビジョンをもつ教員組織等、学校の制度改革も希求されていると考える。

V 今後の課題

本調査は、地域や対象者等限られた範囲にとどまっており、今後、地域や対象者を拡大して継続的に実施していきたい。また、本研究はインクルーシブ教育の影響が特に大きいと考えられる小学校に焦点を当てたが、他の学校種においても同様の検討が求められよう。

VI まとめ

小学校教員を対象に、インクルーシブ教育の認知度やインクルーシブ教育推進への期待と課題について質問紙調査を行った。その結果、小学校教員の認知度は他の学校種の教員に比べて高かった。また、2013年度に行った調査に比べて認知度は高くなっていった。しかし、特別支援教育に関するキーワードに比べると低い傾向にあった。インクルーシブ教育推進への期待として、児童の社会性の涵養や共に学び合える環境があげられていた。一方、課題としては、人的・物的環境の整備が求められていた。これらの結果から、インクルーシブ教育に関する更なる理解推進、切れ目ない支援の実現、研修機会の拡充、教員の意識改革と学校の制度改革が必要であると考察した。

謝辞

本稿の執筆に当たりご協力いただいた教職員の皆様に深く感謝申し上げます。

文 献

- 中央教育審議会初等中等教育分科会 (2012) : 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告).
- 藤井慶博 (2014) : インクルーシブ教育システム構築の方向性に関する検討 - 教職員に対するキーワードの認知度調査を通して -, 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, 36, 89-98.
- 藤井慶博 (2016) : インクルーシブ教育システム構築のための学校教育法施行令改正に関する影響 ~ 市町村教育委員会へのアンケート調査から ~. 発達障害研究, 38, 2, 203-213.
- 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説総則編.
- 文部科学省 (2018a) : 平成 29 年度特別支援教育体制整備状況調査結果.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afile/2018/06/25/1402845_02.pdf (Retrieved 2018.12.13)
- 文部科学省 (2018b) : 特別支援教育資料 (平成 29 年度).
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm (Retrieved 2018.12.3)
- 清水貞夫 (2012) : インクルーシブ教育への提言 - 特別支援教育の革新, クリエイツかもがわ.
- 上野光作・中村勝二 (2011) : インクルージョン教育に対する通常学級教員の意識について. 順天堂スポーツ健康科学研究, 3 (2), 112-117.
- 渡部昭男 (2012) : 日本型インクルーシブ教育システムへの道 - 中教審報告のインパクト -. 三学出版.